

平成27年度 第2回今帰仁村農業委員会総会

招 集 年 月 日	平成27年5月26日 (火)			
開 催 場 所	役場第2会議室			
開 催 日 時	平成27年 5月26日 午後3時00分 開 会			
	平成27年 5月26日 午後4時50分 閉 会			
出 席 委 員	1 番	眞栄田 昇	7 番	宮里 聡
	2 番	與那嶺 清	8 番	謝花 喜美
	3 番	與那嶺 司	9 番	玉城 卓
	4 番	田港 朝茂	10 番	米須 清和
	5 番	田場 盛喜	11 番	大竹 恭弘
			12 番	比嘉 真友
欠 席 委 員 番 号	6 番	神谷 正		
議 事 録 署 名 委 員	1 番	眞栄田 昇	9 番	玉城 卓

日程第1 会議録署名委員及び書記の任命について

日程第2 会期の日程について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案の宣告について

議 長 (開 会)	<p>今帰仁村農業委員会会議規則第11条の規定により、ただ今から平成27年度 第2回今帰仁村農業委員会総会を開会します。</p> <p>6番 神谷 正 (かみや ただし) 委員、から欠席の届出がありましたが、委員は11名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。</p>
議 長 (日程第1)	<p>これより議事に入ります。</p> <p>日程第1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思いますが異議はございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)

議 長	異議なしと認め、書記には長田 千絵（ながた ちえ）さん、議事録署名委員には、1番 眞栄田 昇（まえた のぼる）委員、9番 玉城 卓（たましろ すぐる）委員を指名します。
議 長 （日程第2）	日程第2 会期の決定について、本総会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）
議 長	異議なしと認め、よって会期は本日1日間と決定します。
議 長 （日程第3）	日程第3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事 務 局	（諸般の報告） 報告1 全国農業委員会会長大会について（27日～30日） 報告2 現地確認依頼について 報告3
議 長 （日程第4）	日程第4 議案の宣告をいたします。 議案第 8 号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第 9 号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第 10号 農用地利用集積計画の意見決定について 議案第 11号 今帰仁農業振興地域整備計画の決定について 議案第 12号 農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積（別段の面積）の設定について 以上です。 本日提案された議案第8号から第12号までですが、そのうち現地調査を必要とするのが2件ございますので、現地調査を行ってから審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）
議 長	異議がないようでありますので、ただ今から現地調査のため休憩をいたします。

	<p>休憩（現地調査） 午後 3時10分 再開 午後 4時30分</p>
議長	<p>休憩前に引き続き再開します。 ただ今より、議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、私のほうから議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明いたします。 お手元の資料 1ページをお開き下さい。 （議案書に基づいて、農地法第3条許可申請についての内容を説明）</p> <p>2ページをお開き下さい。別添の「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可相当と思われま す。 以上です。</p>
議長	<p>ただ今、議案第8号の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はござ いませんか。</p>
	<p>（質疑なしの声あり）</p>
議長	<p>ただ今、議案第8号について説明がありましたが、異議ございませ んか。</p>
	<p>（異議なしの声あり）</p>
議長	<p>議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」は異議な しと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請につい て」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは私のほうから議案第9号「農地法第5条の規定による許可申 請について」説明いたします。 お手元の資料3ページをお開き下さい。 （議案書に基づいて、5条申請の内容を説明）</p>

	事務局による現地確認で、申請番号1番については、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。
議 長	ただ今、議案第9号についての説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なしの声あり)
議 長	議案第9号について異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	<p>議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第10号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題とします。なお、本議案には1番 眞栄田 昇(まえだのぼる)委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づく議事参与の制限により、眞栄田委員は退席をお願いします。</p> <p>(眞栄田委員退席)</p> <p>眞栄田委員が退席されましたので議案第10号「農用地利用集積計画の意見決定について」事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、私のほうから議案第10号「農用地利用集積計画の意見決定について」説明いたします。</p> <p>お手元の資料4ページをお開き下さい。(議案書を読み上げ)</p> <p>ここで、申請内容及び資料確認のため、休憩をお願いします。</p>
議 長	それでは資料確認のため、休憩します。
	<p>休憩 午後 4時35分</p> <p>(資料確認及び農用地利用集積計画の内容を説明)</p> <p>再開 午後 4時43分</p>

議 長	休憩前に引き続き再開します。事務局からの説明をお願いします。
事 務 局	先ほど説明いたしました計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。また、現地調査を行い確認したところ、周辺の農地に被害をもたらす事はないと思われます。 以上です。
議 長	ただ今、議案第10号の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なしの声あり)
議 長	議案第10号について異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	議案第10号「農用地利用集積計画の意見決定について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 議事が終了しましたので、眞栄田委員に対する議事参与の制限を解除いたします。 (眞栄田委員 着席) 続きまして、議案第11号「今帰仁農業振興地域整備計画の決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第11号「今帰仁農業振興地域整備計画の決定について」説明いたします。 お手元の資料11ページをお開き下さい。(議案書を読み上げ) 12ページをお開き下さい。(農業振興地域整備計画の内容を説明) 以上です。
議 長	ただ今、議案第11号についての説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なしの声あり)
議 長	議案第11号について異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)

議 長	<p>議案第11号「今帰仁農業振興地域整備計画の決定について」は、異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第12号「農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積(別段の面積)の設定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、私のほうから議案第12号「農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積(別段の面積)の設定について」説明いたします。</p> <p>お手元の資料16ページをお開き下さい。(議案書を読み上げ)以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、議案第12号についての説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。</p>
	<p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>議案第12号について異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>議案第12号「農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積(別段の面積)の設定について」は、異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p>

